

議会 - 第2回定例会 -

6月18日に招集された第2回定例町議会は、6月21日、全日程を終えて閉会しました。今定例会では、鳴海町長、山本教育長の行政報告のほか、令和元年度の補正予算などが審議されました。町長と教育長の行政報告の概要についてお知らせします。



学校運営協議会の様子

今後は、各学校長を中心に協議会が運営されていくこととなります。

本制度は、予測不可能な時代にあって、未来を担う子どもたちを育成していくために、学校と社会が認識を共有しながら、相互に連携することを目的に、「社会総がかりで子どもを育む社会」を目指します。

各小中学校において学校運営協議会が設置されましたが、これまで、各校の学校長は「地域に開かれた学校」の実現を目指してまいりましたが、これからは「地域とともにある学校」を追求していくこととなります。

いわゆる地域と一体となって学校を運営し、子どもを育むためには、これまで以上の学校の頑張り、地域の皆さんの理解と協力が不可欠であります。

各校の協議会設置を受け、町教

町長行政報告

1 JR日高線にかかる取組等について

JR日高線に係る交通モードについて、仮にバス転換となった場合の運行体系、利便性、JR北海道の支援策などをしっかりと検証しながら交通モードの判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、管内各町が具体的な将来像をJR北海道と個別協議を進めることとしており、5月13日の町長会議では、広域公共交通の検討事項や論点整理の協議を行いました。

検討事項の考え方は、1点目、既存の高速バスや生活路線についても、速達性や経路など地域住民の利便性向上を考慮し、総合的な検討が必要。2点目、地元住民の利用実態を踏まえ、始点・終点の複数化や乗換ハブ地点の新設など、地域交通ネットワークの充実強化に向けた検討を推進。3点目、高規格道路の活用や快速便の新設など、柔軟な視点を持ちながら、広域公共交通を安定的に維持確保するとしています。

- 論点整理は、1「運行区間」、2「経路・停留所数・所要時間」、3「便数」、4「各方面への接続」

方法」の4点で、路線バスの区間設定をはじめ、速達性を高めるため高規格道路の活用を含めた快速便の導入、バスを乗り換える拠点の検討、更には、停留所数や便数など、住民の利用実態、利便性、速達性を考慮した中で総合的に検討するとしています。



今後も広域公共交通のあり方が検討されるJR日高線

教育長行政報告

1 学校運営協議会(C・S)の設置について

町教委では昨年度から、学校運営協議会の運営を進める準備委員会を設置致しまして、制度の理解を深める研修会の開催や、研究会への参加に加え、子どもたちの将来の姿の共有を図るため、協議や協議を重ねた上で、アクションプランを作成し準備を進めてまいりましたが、予定どおり、本年4月1日付けで町内小中学校3校を、学校運営協議会設置校として指定致しました。

5月16日には、町内小中学校それぞれに設置する、学校運営協議会の委員として、15名の方々に委嘱状を交付させていただいた上で、各校ごとに第1回目の協議会を開催したところです。



学校運営協議会委員へ委嘱状交付

まず第1種施設である、認定こども園、町内小中学校、児童館の各施設については、全て敷地内禁煙と致します。

このほか、社会教育の各施設については、原則敷地内禁煙と致しますが、不特定多数の利用者への対応として「望まない受動喫煙」に配慮しながら、敷地内に特定屋外喫煙場所を設けることで対応致します。

受動喫煙による健康被害の防止を目的としておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

今回の法改正の基本的考えには、①「望まない受動喫煙」をなくすこと。②受動喫煙による健康への影響が大きい、子ども・患者などに特に配慮すること。③施設の種類・場所ごとに対策を実施すること。以上3点が示されており

育を見据えた教育環境整備に関し、教育委員会として方針を具体化する時期であるとの判断から設置したものです。

検討委員会には、町民の皆さんの意向調査を踏まえた検討をお願い致しましたが、本年12月を目途に答申をいただく予定です。

町教委はこの答申を受け、直ちに基本方針の策定に着手し、次年度には方針を具体化させる考えであります。

3 教育委員会所管施設の受動喫煙防止に係る対応について

本年4月11日付けで北海道教育庁より「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に係る通知がありました。

通知では、法律の解釈上、学校施設には、特定屋外喫煙場所を設置できるとされておりますが、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い児童・生徒が利用する施設であることから、敷地内禁煙とすることが原則であり、実施・徹底の取り組みを進めることを促す内容でありました。

この検討委員会は、学校施設の老朽化対策や、少子化に伴う複式学級への対応、更には小中一貫教



あり方検討委員会の様子

このほか、社会教育の各施設については、原則敷地内禁煙と致しますが、不特定多数の利用者への対応として「望まない受動喫煙」に配慮しながら、敷地内に特定屋外喫煙場所を設けることで対応致します。

受動喫煙による健康被害の防止を目的としておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。